

ホームヘルプサービスみその(介護予防・生活支援総合事業における第1号訪問事業)

◆ご利用にかかる料金(月額:円)

平成30年4月現在

区分	算定項目	介護予防給付
基本サービス費	介護予防訪問介護費(Ⅰ)	1,168円
	介護予防訪問介護費(Ⅱ)	2,335円
	介護予防訪問介護費(Ⅲ)	3,704円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		自己負担額の計×13.7%

ホームヘルプサービスみその(訪問介護)

◆ご利用にかかる料金(1回につき:円) 【特定事業所加算(Ⅱ)算定】

平成30年4月現在

区分	算定項目	8:00～ 18:00	夜間・早朝の場合 18:00～22:00 6:00～8:00	深夜の場合 22:00～8:00
身体介護	20分未満	182円	227円	273円
	20分以上 30分未満	273円	341円	409円
	30分以上 1時間未満	433円	542円	650円
	1時間以上 1時間半未満	633円	791円	949円
生活援助	20分以上 45分未満	199円	249円	299円
	45分以上	245円	307円	369円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		自己負担額の計×13.7%		

(上記、料金に加算される金額)

☆初回加算(200円)が加算される場合があります。

※新規にサービスをご利用の際、長期の休止後に再開する際に、サービス提供責任者が訪問した場合に加算されます。

☆生活機能向上連携加算(100円)が加算される場合があります。

※サービス提供責任者とリハビリテーション専門員が同時に居宅を訪問し共同で訪問介護計画を作成した場合に加算されます。

☆緊急時訪問介護加算(100円)が加算される場合があります。(訪問介護のみ)

※居宅介護サービス計画にない訪問を緊急にした場合に加算されます。

(ただし、サービス提供責任者とケアマネージャーが連携を図り、必要と認めた場合に限りです)

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご利用者様の同意の上通常の2倍の料金をいただきます。(訪問介護のみ)

☆通常のサービス提供地域以外の地域に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合は、交通費として通常のサービス提供地域を越えた地点から路程1kmあたり30円を実費として徴収致します。

※通常のサービス提供地域とは、東広島市高屋町・西条町・八本松町・志和町・河内町・福富町とさせていただきます。

※一定以上の所得のある方は利用者負担が(介護保険の2割)になります。

※所得の状況に応じて、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の適用を受けることができます。

(注意)上記の表示金額は、利用者が負担する料金(介護保険の1割)です

1単位=10円で算出した概算料金(目安)です。実際には地域区分7級地適用により1単位10.21円で計算されます。

介護保険外サービス

◆ご利用にかかる料金

時間帯	30分当たり
昼間	800円
夜間・早朝	1,000円
深夜	1,200円